

監査公告第 20 号

公の施設の指定管理者監査の結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定による公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から通知がありましたので同条第 14 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 3 年 2 月 15 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

公の施設の指定管理者監査結果にかかる措置通知

指定管理施設：中谷宇吉郎雪の科学館

指定管理者：雪の科学館指定管理者グループ 代表 加賀市総合サービス株式会社

監査結果（指摘事項）と対応

所管課に対する監査結果

(1) 建物管理について

展示室の入口付近などの雨漏りが前年度中に発生し、応急処置が施されているが、良好には改善されていない。10万円以上の修繕費については、全庁的に市の負担で実施していることから、遅滞なく状況確認を行い、市側で必要な対応を進めること。

対 応

展示室の雨漏れについては、今年度雨漏れの原因を特定する調査事業を実施しており、原因と思われる排水口の目詰まりを改善することなどにより、一部改善が見られたものの、いまだ漏水原因の特定には至っておりません。令和3年度は、さらに屋上テラス全体の清掃等を実施し経過観察を行うとともに、床板工事など必要な修繕を行ってまいります。

(2) 指定管理者制度の協定書の遵守について

施設内の特定の場所において、喫茶サービスを提供しているが、諸事情により、受託者に変更があったにもかかわらず、その契約状況など市への事前協議や承認がないまま実施している。

速やかに、事務手続き上の承認を書面で確定させ、今後も協定書第9条に規定する第三者委託の取り扱いについて、遵守するよう指導すること。

対 応

今年度につきましては、直ちに指定管理者に経緯を確認し、協議により当該業務について第三者委託が必要と判断いたしましたので、承認する旨、書面で回答しております。

今後は、指定管理者が喫茶業務などの主要な業務を第三者に請け負わせる場合は、協定書第 9 条に規定する第三者委託の取り扱いについて遵守するよう指導するとともに、事前に資料の提出を求め必要性や効果などについて精査を行ったうえで、書面をもって承認を確定させることといたします。

(3) 指定管理委託費について

指定管理者側から提出された令和 2 年度の第 2 四半期までの実績報告では、担当課予算の企画事業費に位置付けられた「中谷宇吉郎生誕 120 年記念事業費」の実績額が支出額として集計されている。

指定管理委託費とは別の事業費を含めるのは誤りであり、指定管理料の精算方法が定められていることから、担当課から明確に指導すべきところであるので、速やかに是正させ対処すること。

対 応

指定管理者に対して、第 2 四半期までの実績報告の是正を求め、協定書 19 条に規定する業務報告書を提出するよう求めました。

指定管理者の監査結果

(1) 決算について

当該監査においては、指定管理の範囲においてその収支や現金残高の確認等を実施する旨通知しているが、公表されている決算書（主に貸借対照表及び損益計算書）は、複数の業務の総額で作られており、業務別に監査する際には内部資料に拠り所を求めざるを得ない。

指定管理する施設数や団体の他の業務が多くなるにつれ、各事業の経営状況を明らかにする必要があることから、把握している事業別のセグメント情報を出来るだけ決算書に導入するよう検討されたい。

対 応

複数の業務を行っているため、決算書における事業別のセグメント情報の導入や公開方法などについて、会計事務所とも相談し、来期よりできるだけ各事業の情報提供ができるよう努めてまいります。

(2) 管理業務について

展観施設の現場管理として、多様な利用料の収納事務を適切に処理し、利用人数の集計等の事務処理も極めて良好になされており、監査も円滑に実施することができた。体験型の展示に注力している職員の姿勢も高く評価したい。今後もその意欲を継続し施設の利用促進について取り組まれることを期待している。

対 応

今後も収納事務を適切に処理することを継続するとともに、常におもてなしの心を基本にお客様の満足度に努め、利用促進につなげてまいりたいと考えております。